

# 有料老人ホーム「あさひけやハイツ九頭竜」

## 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 運営規程

### 第1条 目的

この規程は、社会福祉法人 九頭竜厚生事業団（以下、「当法人」という。）が設置経営する「あさひけやハイツ九頭竜」（以下、「ハイツ」という。）における特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護（以下、「特定施設等」という。）の運営に当たり、特定施設入居者生活介護等利用契約（以下、「利用契約」という。）第3条の規定により、事業の運営について重要な事項を定めるものであり、この運営規程に従って事業の円滑な運営を行うことを目的とする。

### 第2条 運営の方針

特定施設等は、指定特定施設等の利用契約者（以下、「利用者」という。）に対し、利用契約書第4条並びに第5条に定めるサービスについて、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう提供する。

- 2 ハイツが、提供する特定施設等のサービスは、介護保険法令及び厚生労働省通知の内容に沿ったものとする。
- 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、必要とされるサービスの提供に努めるものとする。
- 4 サービスの提供は、個別の特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画（以下、「特定施設等サービス計画」という。）を作成し、利用者の同意のもとに実行する。
- 5 利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し、あらかじめ本人の同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の精神に立ち、個人情報の管理等に努める。

### 第3条 従業員の職種、員数及び職務内容

特定施設等に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、別に定める。（別表Ⅰ）

- 2 看護職員又は介護職員をそれぞれ他の従業者と明確に区分するための措置として、常勤・非常勤の別、兼務関係、兼務する場合はそれぞれの職員としての従事する時間を勤務表上でも明確にする。

### 第4条 利用定員及び居室数

ハイツの入居定員及び居室の総数は19名19室とする。  
うち特定施設等の利用定員は18名18室とする。

## 第5条 指定特定施設等のサービス内容

特定施設等における「介護保険給付対象サービス」と「介護保険給付対象外サービス」の内容は、別に定める。(別表Ⅱ)

## 第6条 利用料及びその他の費用の額

特定施設等の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示の額とし、当該特定施設等が法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」による利用者負担を適用する。

(上記以外の場合は、介護保険法が定めた負担割合とする。)

### 2 その他の利用者が負担する費用の額は、別に定める。

(別表Ⅲ)

## 第7条 居室を変更する場合の条件及び手続

利用者が居室を変更する場合の条件及び手続については、利用契約第6条の規定による。

## 第8条 ハイツの利用にかかる留意事項

ハイツの利用に当たっては、当該有料老人ホームの管理規程第8条、第10条第1項を遵守するものとする。

## 第9条 緊急時等における対応

利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関に連絡をとり、適切な対応を行う。

## 第10条 虐待防止に関する事項

特定施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための要綱を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

### 2 特定施設等は、サービス提供中に、当該特定施設等従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

## 第11条 非常災害対策

非常災害が発生した場合、当法人の消防計画に基づき、入居者の避難等適切な対応を行う。

- 2 非常時に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練等を行う。
- 3 スプリンクラー、自動火災報知機、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠し設置する。

## 第12条 その他運営に関する重要な事項

事業者は、従業員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務の執行体制についても検証・整備する。

- (1) 新任者研修：毎年4月
- (2) 職員研修：随時
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を保持する。又、従業員でなくなった後においてもこれらの情報を保持する旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 3 その他運営に関する重要事項として、利用契約において損害賠償義務、苦情処理等について対応を行う。
- 4 この規程に定める事項の他に、特定施設等のサービス提供上で重要な事項が生じた場合には、事業者はその都度適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決を図る。
- 5 問題の対応策又は対応結果については、有料老人ホーム「あさひけやハイツ九頭竜」運営懇談会等において説明し、利用者の理解を得るよう努める。

## 附 則

- この規程は、平成29年10月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年8月1日から施行する。(別表Ⅲの改正)
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。(別表Ⅰの改正)
- この規程は、令和元年10月1日から施行する。(別表Ⅲの改正)
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。(別表Ⅲの改正)
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。(別表Ⅲの改正含)
- この規程は、令和3年10月1日から施行する。(別表Ⅲの改正)
- この規程は、令和3年11月26日から施行する。
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。(別表Ⅲの改正)
- この規程は、令和4年10月1日から施行する。(別表Ⅲの改正)
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。(別表Ⅱの改正)
- この規程は、令和5年8月1日から施行する。(別表Ⅰの改正)
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。(別表Ⅲの改正含)
- この規程は、令和7年4月1日から施行する。(別表Ⅱ・Ⅲの改正)

## 有料老人ホーム「あさひけやハイツ九頭竜」

### 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

#### 運営規程 別表一覧

- ・別表Ⅰ 職員配置状況 (第3条 従業者の職種、員数及び職務内容)
- ・別表Ⅱ 介護サービス等の一覧 (第5条 指定特定施設等のサービス内容)
- ・別表Ⅲ 介護サービス利用料金表 (第6条 利用料及びその他の費用の額)